



京都訴訟 第5回公判(5月16日)の ポイント

ミニ知識

- 日本の民事裁判は書面を出し合うだけ。傍聴しても、拍子抜けする。でもポイントを知っておくと、俄然おもしろくなる。
- 裁判長の人事異動はありませんでした。今まで通り**瀧華** 聡之 裁判長が、訴訟指揮をします。



傍聴の心得

写真は禁止 ケータイは電源off
メモはOK。どんど
私語は、…
傍聴席は立ち見できません。あふれたら中の人が、途中で交代しましょう

◎原告側が第3準備書面を出し、国側の主張に反論します。

第1 選挙権に対する制約は原則として許されない

国は、選挙権には公務としての性格あり、制約があってもやむを得ないという。しかし判例は選挙権の公務性を認めておらず、権利であると明言している。

第2 合憲性審査基準は厳格に

選挙権そのものに対する制約の合憲性は、判例からしても、選挙権の重要性からしても、十分厳格に判断されなければならない。合憲性を緩やかに判断すべきとする国の主張は失当と言うほかない。

第3 選挙権の能力による制限は、普通選挙制度に反する

普通選挙制度に鑑み、能力による差別は許されない。憲法は年齢

による制限以外は選挙権の制限を許容していない。

◎求釈明(国側の主張の矛盾に、説明を求めること)をします

被告国は、事理弁識能力を欠く者は、成年後見制度を利用していなくても投票は無効である、と主張していると理解していいのか。

我が国において、後見を受けていないが支援が必要な者は概算で500万人近く(知的障害45.9万人、精神障害285.4万人、認知症180万人)いるとされる。これらの者がこれまで「判断能力を欠いた状態」で行った投票で、選挙の公正が著しく害されたと主張するのか。



15日、京都は葵祭です

京都訴訟 第5回 公判の様子

5月16日(水)

「おはようございます」、「おはようございます」。

第101号法廷

第5回公判は、瀧華裁判長と傍聴席多数との、小声だが爽やかなあいさつで始まりました。普通の市民は(裁判を知らないとは恐ろしいもので)、午前10時だから、朝の挨拶を普通にただけです。

傍聴者:78名
(傍聴満席)

天気:晴れ

ところが弁護団にとっては、これがとても驚きだったそうです。裁判のいつもの開廷風景は、裁判長が入ってくると原告・被告・傍聴者は一斉に起立して待ち、裁判長が黙って着席すると、それに続いて着席する、というものです。しかし挨拶が入るだけで、とても和やかになり、この日の訴訟指揮は、今までより前向き? に見えました。

公判では佐野航平弁護士が、あらかじめ提出した第3準備書面にそって意見陳述をしました。

その後裁判長が被告に、原告からの求釈明に答えますか、と尋ねたところ、被告は「それは次回に」と逃げます。どれに答えて、どれに答えないのかと尋ねると、「答えるか答えないかも含めて、次回に答える」と逃げます。瀧華裁判長は「立法目的は立法側が明確に答えてもらわない」と国に求めました。このあたりの姿勢が、今までと違った印象でした。

次回も、傍聴席からの爽やかなあいさつで始めましょう。



葵祭の行列が出発する御所の門は、京都地裁の真向かいです。その祭りは公判前日のはずだったのですが、雨で順延に。つまり裁判をしているちょうどその頃、裁判所前は行列と見物人でごった返していました。

でも報告集会が終わってから、下賀茂神社まで歩いて行っても、行列を見れましたよ。

支援集会の様子

京都弁護士会館 3階大会議室 参加者: 約60名

最初に佐野弁護士より、今日の意見陳述について詳しく解説がありました。

次に参加者から、「裁判というものに初めて来たのですが、いつもあんなに早く終わるのですか」と質問がありました。これは、毎回出る感想です。裁判を火曜サスペンスみたいに思っている普通の市民は、生の裁判を初めて傍聴して、あまりのあつけなさに、拍子抜けするのです。

「これでも弁護団は頑張って意見陳述したり、裁判長も被告に食い下がっていた方ですよ」と言われても、質問者は腑に落ちない様子

でした。

次にある人が、息子である知的障害者によく話して一緒に投票に行ったところ、投票所で「僕は〇〇に入れます」と大声で言いだして、ちょっとした騒ぎになり、それ以降投票に行きにくくなった、という逸話を話しました。それに対して、「期日前投票なら、人ごみなどを見計らって行けるのではないか」という知恵が返されました。

最後に、6月24日の集会にはたくさんの参加者を誘い、法廷外でも盛り上がるのが大事だということを確認しました。

次回第6回 2012年7月27日(金) 10時30分から 101号法廷